

鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（令和５年鹿屋市告示第72号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱

第１条中「運転免許証の」を「運転免許の」に、「鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業」を「鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援事業」に、「運転免許証を」を「運転免許を」に改める。

第２条第１号中「鹿屋市（以下「市」という。）」を「市長」に改め、同条第３号中「運転免許証」を「運転免許」に、同号中「第92条第１項」を「第84条」に改め、「であって、同法第92条の２第１項に規定する有効期間内にあるもの」を削り、同条第４号中「対し、」の次に「自主的に」を加え、「自主的に運転免許証を返納すること」を「同条第２項の規定により全ての免許が取り消されること」に改め、同条第５号中「道路交通法第104条の４第１項の規定により公安委員会に対し、全ての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納したときに警察署から発行される」を「前号に規定する自主返納をしたときに警察署長が発行する」に改め、同条第６号中「第30条の９第４項」を「第30条の７第５項」に改める。

第３条第１号中「住民基本台帳法」を「自主返納した日から引き続き、住民基本台帳法」に改め、同条第２号中「運転免許証を」を削る。

第５条第１項中「鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援申請書」を「鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援申請書」に改め、同条第２項中「運転免許証を」を削る。

第６条第１項中「交付品を申請者に」を「申請者１人につき１回限り、申請者が希望したいずれかの交付品を」に改め、同条第３項中「鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援交付記録簿」を「鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援交付記録簿」に改め、同条第４項中「交付品の再交付はしないものとし、受領者が交付品を破損し、又は紛失したときも、また同様」を「受領者が交付品を破損し、又は紛失したことによる再交付は行わないもの」に改める。

第７条第１項中「鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業者指定申請書」を「鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援事業者指定申請書」に、「を市長に提出」を「に一般旅客自動車運送事業の許可を受けたことを証明する書類の写しを添えて市

長に申請」に改め、同条第2項中「鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援指定事業者」を「鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援指定事業者」に、「鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業者指定書」を「鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援事業者指定書」に改める。

第8条第1項中「に応じて必要となるタクシー利用券及び運賃額」を削り、「現金を指定事業者の運転者に渡すもの」を「額を指定事業者に支払うもの」に改める。

第9条第1項中「指定事業者は、タクシー利用券の換金を請求しようとするときは」を「タクシー利用券の換金を受けようとする指定事業者は、各月10日までに」に、「各月10日までに市長に提出」を「市長に請求」に改める。

第11条第1項中「虚偽その他」を削り、「場合は、その交付を取り消すことができる」を「ときは、その交付を取り消し、受領者に対して交付品の返還を命ずることができる」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「、偽りその他」を削り、「換金の支払」を「換金」に、「その支払を受けた額の全部又は一部を返還させる」を「その換金を受けた額の全部又は一部の返還を命ずる」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

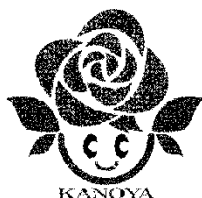
交付品の種類	券面額	利用期限
タクシー利用券	12,000円分（500円分×24枚）	交付を受けた日の属する年度の翌年度の3月31日まで
いわさきICカード	12,500円分1枚（預かり保証料を含む。）	カード発行元が規定する期限

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

（表）



鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援事業

タクシー利用券 NO.

500円

住所

氏名

使用期限： 年 月 日まで

鹿屋市長



（裏）

使 用 年 月 日	年 月 日
タ ク シ ー 事 業 者 名	
運 転 者 氏 名	

- 注 1 支払時に、この券に使用年月日を記入して運転者に渡してください。
- 2 市長印のないもの、複写偽造防止処理用紙以外を使用しているものは無効です。
- 3 指定されたタクシー会社のみで使用できます。
- 4 運転者は、運転免許自主返納カード等で利用者の本人確認をしてください。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

【申請者】

住 所

氏 名

電話番号（ ） ー

鹿児島県公安委員会に運転免許を自主返納したので、鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱第5条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付を申請するもの（希望する交付品に☑を入れてください。）

☐ タクシー利用券

☐ いわさき I C カード

2 自主返納日

年 月 日

3 添付書類

警察署長が発行した運転免許自主返納カード又は申請による運転免許の取消通知書

交付決定日 年 月 日	決裁責任者	回 議	担 当

別記第3号様式中「鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援交付記録簿」を「鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援交付記録簿」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援事業者指定申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住所又は所在地

名称及び代表者名

鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援事業者の指定を受けたいので、鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

添付資料

一般旅客自動車運送事業の許可を受けたことを証明する書類の写し

別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式を次のように改める。

第 5 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援事業者指定書

鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱第 7 条第 2 項の規定により鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援事業者に指定する。

鹿屋市タクシー利用券換金請求書							
金額	百	拾	万	千	百	拾	円
						0	0

ただし、対象月 年 月分
 利用券 枚（基本料金500円）として

鹿屋市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱第9条第1項の規定により
 タクシー利用券を添えて請求します。

年 月 日

指定事業者
 住 所 又 は 所 在 地
 名称及び代表者氏名

鹿屋市長 様

振 込 先 口 座	
金 融 機 関 名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
支 店 名	本店・支店・支所・出張所
口 座 区 分	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。